

徳島県告示第三百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の仕事の変更について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和元年九月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区 の名称	役員名	氏名	住所		変更年月日
			変更前	変更後	
那賀川北岸土地改良区	理事	勝間 哲雄	小松島市大林町字宮ノ本八六一	小松島市大林町字岩戸一六	令和元年七月二十九日